# 学校いじめ防止基本方針

岩手県立盛岡第一高等学校

## 学校いじめ防止基本方針を策定する意義

本校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する意義は次のとおりである。

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

(2) いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

## Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### １ いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりの心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### ２ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第２条】

### ３ いじめの基本認識

(1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

(2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等（観衆、傍観者）に対し、適切な指導と支援が必要である。

(3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

(4) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## Ⅱ いじめの未然防止のための取組

### １ 教職員による指導について（教職員の役割について）

(1) ホームルームや学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

(2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

(3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

(4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
(5) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する。
(6) ホームルーム活動や生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

## 2 生徒に培う力とその取組

(1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
(2) ホームルーム活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
(3) ホームルームの諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
(4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 取組内容

ア　いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめにかかわる研修会の企画立案
ウ　未然防止、早期発見の取組
エ　アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
オ　いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

年４回を定例会として開催する（原則として考査第１日）。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

## 4 生徒の主体的な取組

(1) いじめ防止標語・ポスターの作成
(2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組
(3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

## 5 家庭・地域との連携

(1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
(2) 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に、生徒・保護者・関係機関等に説明する。
(3) ＰＴＡの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
(4) いじめ防止等の取組について、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。

## 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

年２回生徒指導課が主体となって実施する。

## Ⅲ いじめの早期発見のための取組

### １ いじめの早期発見のために

(1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。

(2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、学級日誌や生活の記録等も活用する)

(3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても　生徒の様子に目を配るよう努める。

(4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。

(5) いじめの兆候に気づいたときは、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織として予防的介入を行う。

(6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### ２ いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

(1) 生徒を対象としたいじめアンケート調査
　年４回（６月、９月、11月、２月）

(2) 保護者を対象としたいじめアンケート調査
　年２回(７月、12月　三者面談時に実施)

(3) 保護者を対象とした学校評価
　年１回(学校評価時に実施)

(4) その他、いじめが疑われるときに行う臨時アンケート

### ３ 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

○　日常のいじめ相談(生徒及び保護者）･･･ 全教職員が対応
○　スクールカウンセラーの活用 ･･･ 養護教諭･教育相談コーディネーター
○　地域からのいじめ相談窓口 ･･･ 副校長
○　インターネットを通じて行われるいじめ相談 ･･･ 学校または盛岡東警察署　019-606-0110
※　24時間子供SOSダイヤル(県教委）･･･ 019－623－7830(24時間対応)

## Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

### １ いじめに対する措置の基本的な考え方

(1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規程に違反し得る。

【いじめ防止対策推進法第23条第１項】

(2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

(3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

(4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

## ２ いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、いじめ対策委員会に報告する。
(2) いじめ対策委員会は、次の順序で聴き取りをし、事実確認を行う。
　ア　情報提供をした生徒（情報提供があった場合）
　イ　いじめを受けていたと思われる生徒
　ウ　いじめをしていたと思われる生徒（複数いる場合は同時に）
　エ　周囲の生徒（必要に応じて）
(3) 確認された事実関係に基づいて、いじめ対策委員会が当該行為をいじめにあたるかどうか判断する。
(4) いじめにあたると判断された場合、生徒指導の事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
(5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
(6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
(7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
(8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

## ３ いじめが起きた集団への対応

(1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。いじめの行為をあおるような「聴衆」はいじめの加害者であることを理解させる。
(2) 学級等当該集団で話合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。いじめの行為を見て見ぬ振りをする「傍観者」からいじめを止めさせようとする「仲裁者」が出てくるように指導する。
(3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

## ４ 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

## ５ ネットいじめへの対応

(1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、当該生徒からのプロバイダなどへの情報の削除依頼を援助する。
(2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに盛岡東警察署に通報し、適切な援助を求める。
(3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭にインターネット上のトラブルやインターネット利用上のモラル、マナー等についての情報を提供し、協力を得る。

## Ⅴ　重大事態への対処

### １　重大事態とは

(1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条１項】

### ２　重大事態の報告

(1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会に報告する。

(2) 生徒または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### ３　重大事態の調査

(1) 学校が調査の主体となる場合

設置者である岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

ア　重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

イ　調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

ウ　調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

エ　調査結果を岩手県教育委員会に報告する。

オ　いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。このとき、関係者の個人情報には十分に配慮する。

カ　いじめを受けた生徒及びその保護者の了解を得たうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

キ　「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

(2) 学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅵ　いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

(1) 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくても３ヶ月以上止んでいること。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、校長又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

この場合、被害生徒本人及びその保護者に対して、苦痛を感じていないか面談等により確認すること。

## Ⅶ　学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目で行い、適正に自校の取組を評価する。

(1) いじめの未然防止にかかわる取組に関すること

(2) いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## Ⅷ その他

### １ 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### ２ 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

平成28年12月１日　一部改定
平成29年12月26日　一部改定
令和２年１月15日　一部改定
令和３年３月18日　一部改定